

東村山市立公民館運営審議委員会

第19期のまとめ

平成30年9月

第19期東村山市立公民館運営審議会

はじめに

公民館運営審議会は、公民館活動の適正な運営を図り、各種事業の企画実施について調査審議することを主たる役割としている。

18期では、中央公民館の耐震化・改修工事があり、地区公民館を会場にして審議会を開催し、地区公民館の実情なども知る事ができた。

19期では、公民館のあり方も含め、利用団体・利用者の利便性をより充実させる方策を中心に審議した。

以下、次期20期での審議に活用されることを願い、19期での審議内容をまとめた。

テーマ：公民館を良くするために

第1章 今期での審議事項

1 利用の緩和

公民館の利用団体・利用者の利便性をより充実させるよう「利用の緩和」について審議し、各公民館で具体的な「利用の緩和」を進めた。

緩和内容は、大きく分けて以下の4項目である。

- ① 部屋の利用緩和
- ② 団体登録の緩和
- ③ 飲食の緩和
- ④ 物品の販売

1-① 部屋の利用緩和

公民館の集会室等を公共施設予約システムを利用して申し込む場合は、その部屋ごとに利用の目的を入力する仕組みになっている。

公民館の利用団体・利用者が、目的に見合った部屋を予約することになるが、特に中央公民館は利用率が高いため、「希望した部屋が予約できない。」という意見を多く耳にしたことから、部屋の利用緩和を図り「利用目的」を拡大することによって、より多くの部屋を使用できるようにした。

一例であるが、展示室での会議や報告会の開催、保育室での保育関連団体以外の利用などが見られ、利用団体・利用者にも周知が図られている。

今後、職員側で、ホームページに掲載している各部屋の「利用可能目的」や「適した活動内容」等の項目に、緩和した利用目的を追加する等の作業を進めていってほしい。

1-② 団体登録の緩和

公共施設予約システムを利用して施設の予約や申し込みを行うためには、事前に「団体登録」を行う必要があるが、この「団体登録」をする際には、7名以上かつ、市内在住・在勤又は在学者が半数以上となる名簿の提出を義務付けている。

しかしながら、団体の発足時から7名の会員を集めることは困難な場合もあり、継続的に活動をする団体でも、会員数の減少に伴い公共施設予約システムへの登録ができないことが見られるようになってきた。

そのため、「団体登録」の緩和策として、地区公民館長等が団体等の主宰者と面会し、事情などを伺い、合意できる内容であれば、団体等の育成・支援という観点から、「団体登録」を7名に満たなくても3名以上であれば可能としたことから、中央公民館を例に挙げると、平成30年4月1日から8月8日までの間に39団体の新規登録があり、毎月10団体前後の増加が見られるようになった。

なお、直近の団体登録数と来館者数の推移は下表のとおりであり、団体登録数については、この1年の間に50団体の減少となったものの、中央公民館は立地条件が良いこともあり、団体登録数の増加が見られた。

公民館利用団体の育成については、「団体登録の緩和」をはじめとして、引き続きの研究・検討していく必要があると考える。

団体登録数

	中央	萩山	秋津	富士見	廻田	合計
H29. 5.18 現在	605	129	134	288	99	1255
H30. 6. 5 現在	626	135	138	202	104	1205

来館人数

	中央	萩山	秋津	富士見	廻田	合計
H28	251,070	48,769	80,863	96,643	35,705	513,050
H29	263,071	48,676	78,337	90,774	32,520	513,378

1-③ 飲食の緩和

従前より、公民館では、集会室等での飲食を禁止していたが、ここ数年、熱中症対策、持病への予防として、水分補給は欠かせないものとなった。

また、公共施設としての「あり方」の問い返しも受けて、飲食において発生したごみの持ち帰りを条件として、ホール内を除くすべての集会室等での飲食の緩和を進めている。

今後は、ケータリング等飲食を目的とした利用、各種パーティー等の利用についても、市民ニーズ、次代のニーズに合わせた対応も検討の俎上に上げることを望む。

1-④ 館内での販売活動

公民館での物品の販売についても、一定の緩和を図った。

公民館では、教育委員会が開催協力する「東村山土曜寄席」や自主公演事業のチケット販売を直接窓口で行っている。

また、中央公民館、萩山公民館、秋津公民館では、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき活動している福祉団体が自動販売機を設置し、飲料水の販売を行っているほか、富士見文化センターでは、平成13年から障害者の雇用促進の観点から、1階西側市民サロンの一部で「ふれあい喫茶ふじみ」を開設し、コーヒー、紅茶、軽食の提供とクッキーや小物の販売を行っている。

中央公民館では、昭和55年の開館から、一時期休止期間があったものの、喫茶室（旧名：ランバン、現名：コミュニティカフェ ハナショウブ）が、喫茶軽食を提供している。

※自動販売機については、設置団体が売上金を管理し、公民館に電気料金を納入、ふれあい喫茶ふじみも同様。中央公民館のハナショウブは、使用スペースの使用料金と電気料金を納入している。

その他のチケット販売としては、特定非営利活動法人東村山市文化協会が、自身が主催する「桜能」のチケットを1階ロビーで販売したほか、各団体が活動の成果をまとめた冊子等の販売を、自身が活動する居室内で行っている。

また、平成29年末には、日本郵便（株）が、中央公民館展示室で、年賀郵便はがきの販売を行ったほか、ホールでのコンサートやイベントでは、CDやDVD、色紙などの販売、展示室のイベントでは、JAみらいをはじめ、ひがっしーどら焼きの販売、団体で作製したクッキーや小物等の販売も始まっている。

これら団体で作成した作品の販売は、団体活動の発展につながるものと期待している。

2 親切的窓口対応

市では、市民満足度の向上及び親切的窓口の推進を図るため、職員の窓口対応・接遇の意識向上を目指し、四半期に1度（5・8・11・2月）アンケート調査を実施しているとしている。

「公民館への評価が非常に高くなってきている」、「特に、中央公民館は、前回から比べて評価がとて高くなり、庁内表彰を受けた。」とのアンケート結果について公民館から報告を受けた。

利用者への接遇マナーとして、鍵や使用料のやり取りは、カウンター越しでの対応としているが、公民館利用の説明、申請書類等の記入、公民館への問い合わせなどは、カウンター越しの対応ではなく、カウンターを出ての対応とし、利用者の気持ちに寄り添う対応に努めているほか、「机を貸してほしい」、「椅子が足りない」などの要求に対しても、誠意を持った対応に努めているとの報告も併せてあったが、このことが結実したと強く感じた。

第2章 今後への課題

1 市民講座・自主公演事業等

市民講座や自主公演事業等は、中央公民館 事業係が企画・実施している。

市民ニーズに応えるため、地区公民館における市民講座等は内容に応じて、土・日曜日や平日夜間開催を増やし、開催場所についても考慮し、参加者を増やす取り組みには頭が下がる。

また、公民館利用団体会員を講師とした「市民講座」も開催されるようになり、市民参加を意識した「講座づくり」が進められているほか、公民館開館当時に発足した「企画委員制度」の流れをくむ「講座ボランティア制度」を活用した市民協働の形態も継承していることがよくわかる。

市民講座や自主公演事業については、市民ニーズや参加者層の拡大、内容の多面性などを引き続き検討していく必要があるほか、地区公民館の活性化を図った、新たな発想に基づく展開が喫緊の課題と考えている。

終わりに

公民館の利用の緩和を進め、利用団体・利用者の利便性が高まることは喜ばしいことではあるものの、利用者数や利用率のみで評価を下すことはあってはならないと考える。

20期審議会では、課題を整理し、より利用したいと思われる施設になることを願い、学びの場としても、機能することを望む。

添付書類

会議録

- 第19期 第1回東村山市立公民館運営審議会
- 第19期 第2回東村山市立公民館運営審議会
- 第19期 第3回東村山市立公民館運営審議会
- 第19期 第4回東村山市立公民館運営審議会
- 第19期 第5回東村山市立公民館運営審議会
- 第19期 第6回東村山市立公民館運営審議会
- 第19期 第7回東村山市立公民館運営審議会
- 第19期 第8回東村山市立公民館運営審議会
- 第19期 第9回東村山市立公民館運営審議会
- 第19期 第10回東村山市立公民館運営審議会

第19期東村山市立公民館運営審議会 名簿